

計画相談支援

■

障害児相談支援

①ー1 基本報酬及び特定事業所加算の見直し

- ・令和3年3月末までの措置とされていた特定事業所加算Ⅱ及びⅣを含め、現行の特定事業所加算に対応した段階別の基本報酬区分(機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費)を創設する。
- ・相談支援事業所における常勤専従職員の配置を促すため、現行の特定事業所加算Ⅳの「常勤専従の相談支援専門員を2名以上配置する」という要件を緩和した「2人のうち1人以上が常勤専従であること」を要件とする基本報酬区分を設ける。(機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)・機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ))
- ・複数の事業所の協働による体制の確保や質の向上に向けた取組を評価する観点から、常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって、機能強化型サービス利用支援費等の算定要件を満たすことを可能にする。

《特定事業所加算【廃止】》 → 《機能強化型サービス利用支援費【新設】》

[現行]

- ① 特定事業所加算（Ⅰ） 500単位／月
 - イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。
 - ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
 - ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
 - ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の動向による研修を実施していること。
 - ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。
 - ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること
 - ト 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満であること。

《特定事業所加算【廃止】》 → 《機能強化型サービス利用支援費【新設】》

[現行]

- ② 特定事業所加算(Ⅱ) 400単位/月
 - イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
 - ロ 特定事業所加算(Ⅰ)のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。
 - ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

- ③ 特定事業所加算(Ⅲ) 300単位/月
 - イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
 - ロ 特定事業所加算(Ⅰ)のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。
 - ハ 特定事業所加算(Ⅱ)のハの要件を満たすこと。

- ④ 特定事業所加算(Ⅳ) 150単位/月
 - イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
 - ロ 特定事業所加算(Ⅰ)のロ・ホ・ヘ・トの要件を満たすこと。
 - ハ 特定事業所加算(Ⅱ)のハの要件を満たすこと。

《《特定事業所加算【廃止】》》 → 《《機能強化型サービス利用支援費【新設】》》

[見直し後]

- ① 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) 1,864単位/月
現行の特定事業所加算(Ⅱ)の要件を満たすこと。
 - ※ 常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって算定要件を満たすことを可能にする。(以下、機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)及び機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について同じ。)
- ② 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 1,764単位/月
現行の特定事業所加算(Ⅲ)の要件を満たすこと。
- ③ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) 1,672単位/月
現行の特定事業所加算(Ⅳ)の要件を満たすこと。
- ④ 機能強化型サービス利用支援(Ⅳ) 1,622単位/月
 - イ 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。
 - ロ 特定事業所加算(Ⅰ)のロ・ホ・ヘ・トの要件を満たすこと。
 - ハ 特定事業所加算(Ⅱ)のハの要件を満たすこと。
 - ※ 機能強化型継続サービス利用支援費並びに機能強化型障害児利用支援費及び機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様。

①ー2 基本報酬及び特定事業所加算の見直し

- ・経営状況等を勘案し、基本報酬を見直す。

計画相談支援費	現行	見直し後
サービス利用支援費		
機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）【再掲】	（新設）	1,846単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）【再掲】	（新設）	1,764単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）【再掲】	（新設）	1,672単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）【再掲】	（新設）	1,622単位
サービス利用支援費（Ⅰ）	1,462単位	1,522単位
サービス利用支援費（Ⅱ）	731単位	732単位
継続サービス利用支援費		
機能強化型継続利用サービス利用支援費（Ⅰ）	（新設）	1,613単位
機能強化型継続利用サービス利用支援費（Ⅱ）	（新設）	1,513単位
機能強化型継続利用サービス利用支援費（Ⅲ）	（新設）	1,410単位
機能強化型継続利用サービス利用支援費（Ⅳ）	（新設）	1,360単位
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,211単位	1,260単位
継続サービス利用支援費（Ⅱ）	605単位	606単位